

## 大井町農地等災害復旧事業補助金のご案内

令和3年7月2日から4日に発生したの豪雨による農地などへの被害に対し、町から補助金を交付します。

### 申請期間

令和3年 9月21日(火)～令和3年 10月29日(金)

### 補助の対象

以下の要件を全て満たす農地が対象となります。

- (1) 作付けされ、日常的に管理している農地
- (2) 農地などの崩壊により人命や財産に影響がある箇所
- (3) 1箇所の復旧費が5万円を超える農地
- (4) 受益者負担に同意が得られた農地
- (5) 支援後の耕作を5年間行える農地

### 補助の金額

補助金の割合は町2/3（上限23万3千円）、受益者1/3

流入した土砂の撤去に要する費用に対し補助を行います。

### 申請方法

所定の申請書と以下の添付資料を添え、地域振興課窓口へ

#### 【工事前】

- ・ 工事の着手前写真
- ・ 業者からの見積書
- ・ 工事箇所の位置図
- ・ 同意書

#### 【工事後】

- ・ 完成写真
  - ・ 業者からの請求書
- または領収書

詳しくは、大井町ホームページをご覧ください↓



大井町 地域振興課

電話：0465-85-5013 FAX:0465-82-3295

メール：shinkou@town.oi.kanagawa.jp